

第14回 福岡市個人情報保護審議会 個人情報保護制度部会 議事録

日 時	令和4年10月5日（水） 10:00～12:08
場 所	福岡市役所15階 1503会議室
出席者	委員 （五十音順、敬称略） 五十川 直行 永星 浩一 北坂 尚洋 作間 功 山下 亜紀子 福岡市 総務企画局行政部情報公開室 情報公開室長 吉野 靖啓 個人情報保護係長 禅院 義隆 個人情報保護係員 川崎 翔太 個人情報保護係員 二宮 新吾
議 題	個人情報保護法の改正に伴う福岡市の個人情報保護制度における対応について

開会

議題 個人情報保護法の改正に伴う福岡市の個人情報保護制度における対応について

- (部会長) 本日は、答申案の審議を行う。
はじめに、「第1 答申にあたって」及び「第2 個人情報保護制度の一元化と審議会での審議の考え方」について、説明をお願いします。
- (福岡市) 資料に沿って説明。
- (部会長) 今の説明について、何か質問や意見等はないか。
- (委員) 1頁の1段落3行目に「番号法」とあるが、正式名称にした方がよいのではないか。
- (部会長) 同行の「個人情報」の前に「市民の」を加えた方がよいのではないか。
- (委員) 1頁の2段落3行目に「令和3年5月19日に公布されました」とあるが、主語が分かりづらい印象である。
- (部会長) 同頁の5段落2行目に「しっかりと」とあるが、より適切な表現はないだろうか。
- (福岡市) いずれも整理する。
- (委員) 同頁の2段落1～2行目に「「個人情報保護」と「データ流通」の両立」とあるが、国の資料等にこの表現の出典はあるのか。
- (福岡市) 国のガイドラインの70頁に、「令和3年改正法では、社会全体のデジタル化に対応した個人情報の保護とデータ流通の両立の要請を踏まえて」との表現が用いられている。
- (委員) 2頁の下段に「必要的規定」「任意的規定」とあり、各規定に条番号を記載しているが、改正法を指すのか、現行条例を指すのか分かりづらい印象である。
- (部会長) 1頁の2段落2行目の「観点から」の後に、読点を入れた方がよいのではないか。
- (福岡市) いずれも整理する。
- (部会長) 次に、「第3 改正法に基づき条例で定める事項」及び「4 参考資料」について、説明をお願いします。
- (福岡市) 資料に沿って説明。

- (部会長) 今の説明について、何か質問や意見等はないか。
- (部会長) 3頁の4段落2行目に「取扱い」とあるが、「従来の取扱い」とした方がよいのではないか。
- (委員) 同頁の1・2段落において、「規定している」とあるが、3段落の表現に合わせて「規定されている」とした方がよいのではないか。
- (福岡市) 他にも同様の箇所があるため、答申案全体の表現を整理する。
- (委員) 4頁下段の【参考】に「(第5節)」とあるが、「(第5章第5節)」とした方がよいのではないか。
- (福岡市) 整理する。
- (委員) 同頁の標準額の表における既成の区分の違いについて説明をお願いします。
- (福岡市) 新規作成契約者が、利用目的の変更や利用期間の延長など、当初の契約内容を変更する場合の手数料は、12,600円となり、一度作成された匿名加工情報を新規作成契約者以外に提供する場合の手数料は、費用負担の公平性の観点から、新規作成の際の手数料と同額となる。
- (委員) 3頁において、「実費相当の費用」とあるが、実費と手数料の関係が分かりにくいので、表現を修正した方がよいのではないか。
- (福岡市) 現行条例の解説に「写しの作成及び送付に要する費用」とあるため、この表現を踏まえて整理する。
- (部会長) 5頁の4段落3行目に「認められないことから」とあるが、「認められず」とした方がよいのではないか。
- (福岡市) 整理する。
- (委員) 7頁の1段落2行目に「本人」とあるが、「市民」とした方がよいのではないか。
- (福岡市) ガイドラインの表現を用いたものであるが、広く市民一般というよりは、特定の個人に着目し、開示請求等の権利行使ができるという意味で、あえて「本人」としている。
- (委員) 同頁の4段落3行目に「整備を進めるなど」とあるが、同頁の囲み書きの②では、「整備など」となっているため、文言を整理した方がよいのではないか。
- (部会長) 10頁において、条例名と条番号の間に「:」を使用しているが、不要ではないか。
- (部会長) 同頁の2段落3行目の「不開示情報」の前に「公務員等の氏名を」を追加した方がよいのではないか。
- (福岡市) いずれも整理する。
- (部会長) 9頁の囲み書きの③に「改めて」とあるが、不要ではないか。
- (福岡市) ③については、規定を置く必要はないとの結論であり、何らかの措置をすべきであると結論付けた①・②・④とは意味合いが異なるため、囲み書きから③を除き、【説明】中にその他で記載することが考えられる。
- (部会長) 11頁の4段落4行目に「明確にしておく必要がある」とあるが、「明確にすべきである」とした方がよいのではないか。
- また、同頁3段落2行目に「直接」とあるが、不要ではないか。
- (福岡市) いずれも整理する。
- (部会長) 13頁の1段落に「① 開示決定等の期限について」とあるが、同頁の囲み書きの①の表現に合わせて「① 開示・訂正・利用停止決定等の期限について」とした方がよいのではないか。
- また、同頁の4段落2行目に「期限を変更」とあるが、「期限の定めを変更」とした方がよいのではないか。
- (委員) 同頁の5・6段目に「同等の期限」とあるが、「同一の期限」とした方がよいのではないか。
- (福岡市) いずれも整理する。

- (部会長) 13頁及び14頁において、「個人情報保護審議会」とあるが、答申案の冒頭から「審議会」との略称も使用しており、文言を整理した方がよいのではないか。
- (委員) 13頁の囲み書きの②に「制度の運用を」とあるが、「存否応答拒否の運用を」とした方がよいのではないか。
- (福岡市) いずれも整理する。
- (部会長) 15頁の5段落6行目に「改正法のもとでは」とあるが、「改正法では」とした方がよいのではないか。
- (部会長) 同頁の囲み書きに「諮問・裁決期限」とあるが、「諮問・裁決の期限」とした方がよいのではないか。
- (委員) 同頁の5段落が長文となっているため、途中で区切った方がよいのではないか。
- (福岡市) いずれも整理する。
- (委員) 17頁の囲み書きに「条例の改正など制度のあり方や、特定個人情報保護評価など制度の運用について」とあるが、「条例の改正や特定個人情報保護評価について」とした方がよいのではないか。
- (福岡市) 整理する。
- (部会長) 他に質問等はないか。
- (委員) なし。
- (部会長) それでは、以上で、本日の議事を終了する。

議事終了 閉会